

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を踏まえ、教員養成の目標を適切に設定しているか。

評価の視点 1：教員養成の目標の内容および策定プロセス

評価の視点 2：大学の理念・目的と教員養成の目標の連関性

<現状説明>

○教員養成の目標の内容および策定プロセス

○大学の理念・目的と教員養成の目標の連関性

本学教職課程においては、教員養成の目標を以下のとおり定めている。

養成する教員像（教員養成の目標）

本学は、「**實地應用ノ素ヲ養フ**」の建学の精神および各学部・研究科が掲げる学位授与方針に基づき、教員としての高度な専門性と幅広い教養、豊かな人間性、社会的な要請の変化に対応できる実地応用力を有し、教育現場で活躍することのできる教員を養成します。

具体的には、以下のような知識・能力・態度を有する教員を養成することを目標とします。

○教員としての使命感、倫理観

教育に対する熱意を有するとともに、教育職員としての自覚に基づき、使命感・倫理観を持って行動することができる。

教員としての使命感に基づき、主体的・継続的に自己研鑽を重ねることができる。

○学習指導力

教科指導に必要な知識および生徒の関心を引き出し主体的な学びを実現する指導法を身に付けており、実践することができる。

学習指導の基盤となる、生徒の発達・心理に関する知識、特別な支援が必要な生徒についての知識を有し、実践することができる。

学習指導に必要な知識や指導法の向上に向け、主体的に学び続けることができる。

○生徒指導力

特別活動、キャリア教育・進路指導等の場面において生徒指導を行うための基盤となる知識を有し、実践することができる。

生徒やその背景の多様性について理解し、コミュニケーションを図りながら指導を行うことができる。

○課題解決力

課題解決に向け、学士課程および教職課程における学修を通じて身につけた知識を用いることができる。

他の教員、保護者、地域、学外機関等と連携し、コミュニケーションを図りながら課題解決に取り組むことができる。

○ICT 活用能力

教育活動や校務に必要な ICT 活用能力を身につけており、効果的に活用することができる。

教員養成の目標については、教育職員養成に関する運営委員会において 2013 年度に策定していたが、内容において達成水準が明確でないなどの課題を有していた。前述の目標は、教育職員免許法の改正により 2022 年度から教職課程に係る自己点検・評価の実施が義務化されることを受け、質保証の起点として教員養成の目標の具体化・明確化が必要となるとの認識から、2020 年度より教職カリキュラム委員長の下で改訂に向けた情報収集および原案の作成に着手し、教職カリキュラム委員会における検討を経て、2021 年 9 月 27 日開催の教育職員養成に関する運営委員会にて審議・承認したものである。

策定にあたっては、本学の建学の精神である「實地應用ノ素ヲ養フ」および教職課程を開設している各学部・研究科の学位授与方針を中核としつつ、「教員としての高度な専門性と幅広い教養、豊かな人間性、社会的な要請の変化に対応できる実地応用力を有」する教員を養成・輩出することを明示することとした。また、形式要件については、大学全体の内部質保証システムとの連携を意識し、本学の「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に沿ったものとなっている。

加えて、文部科学省発出の「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、大学が所在する東京都教育委員会の教員育成指標を参照し、身に付けるべき能力・資質の明確化を行ったほか、八王子市教育委員会との懇談においても意見を求め、教員採用・育成側の視点にも充分配慮した内容としている。

なお、教員に求められる資質・能力については、中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(令和 4 年 12 月 19 日)において再定義がなされたところである。本学教職課程の掲げる養成する人材像においては、同答申が示す資質・能力についても概ね充足する形で作成されていると評価している。

<点検・評価結果>

教員養成の目標については、大学の理念・目的及び教職課程の質保証の動向を踏まえ、教員採用・育成側の視点も踏まえながら適切に設定している。また、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～」(中央教育審議会答申・令和 4 年 12 月 19 日)に示されている資質・能力についても概ね言及しており、時宜をとらえた適切なものとなっていると評価している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方針>

特になし。

点検・評価項目②: 教員養成の目標を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1 : 構成員に対する周知方法とその有効性

評価の視点 2 : 社会への公表方法

<現状説明>

構成員に対する周知方法とその有効性

社会への公表方法

在学生に対しては教職履修要項への掲載や新規履修者ガイダンス等での説明を通じて周知を行っている。加えて、教職課程の履修者に作成を義務付けている教職ポートフォリオでは、養成する教員像に照らして自身の資質・能力の伸長度合いを自己評価する「自己評価表」の作成・提出を求めており、その作業を通じて浸透を図っている。

社会に対しては本学公式 Web サイトに掲載を行うことで公表している。

<点検・評価結果>

教員養成の目標については要項や本学公式 Web サイトへの掲載を通じ、学内外への公表を適切に行っている。学生については教員養成の目標で掲げている資質・能力を教職ポートフォリオの自己評価表の項目とすることで、年1回の作成・提出の際の自己省察を通じて浸透を図る工夫を行っている。ただし、現時点においては学生への浸透度合いを把握する取組みは実施していない。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教員養成の目標を実現していくための計画を設定しているか。

評価の視点1：教員養成の目標を実現していくための計画の内容および策定プロセス、計画の内容についての定期的な検証の実施
--

<現状説明>

○教員養成の目標を実現していくための計画の内容および策定プロセス、計画の内容についての定期的な検証の実施

教員養成の目標を実現するための計画については、教育職員養成に関する運営委員会の下に設置する各委員会において、それぞれが所管する事項についての計画を立案し、教育職員養成に関する運営委員会に上程を行い、計画に基づく活動を実施した後は所管する委員会で結果の共有と検証を行っている。

一例として、教育実習については教育実習委員会において次年度の実施計画を策定し、教育職員養成に関する運営委員会に上程を行う。当該年度の教育実習が終了した後は、実施実績、特に対応を要した事項、教育実習先からの評価を教育実習委員会にて共有し、次年度に向けた対応や改善方策について検討を行った後、教育職員養成に関する運営委員会に報告を行っている。

また、大学全体として実施する年次自己点検・評価活動を通じて諸課題の改善・特色の伸長に向けた計画の立案・推進を教職課程組織評価委員会で行っているほか、事務局ベースでは中央大学中長期事業計画に基づく事業アクションプランの策定時に計画の策定と検証を行い、教育職員養成に関する運営委員長の承認を受けている。

このように、これまでは単年度単位での計画立案・検証を基本としてきたところであるが、近年は複数年度にわたる対応が必要な案件も生じている。そこで、向こう5年程度の間に対応が必要となる事項を明確にし共有することを目的に、現在、中期計画の策定に着手している。

<点検・評価結果>

目標の実現に向けた計画策定と検証については、教員養成に関する運営委員会およびその下

に設置された各委員会、事務局においてそれぞれ実施している。単年度の計画策定と検証については概ね適切に行われており、さらに向こう5年間を見据えた中期計画を今年度中に明確化する予定となっている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

教員養成の目標を実現するための計画については、単年度かつ個別の活動に係るものは適切に策定・推進がなされているが、中長期的な視点のものを策定する仕組みを有しておらず、数年単位での計画立案・検証を行う仕組みの構築が必要である。

<今後の対応方策>

本学の教職課程は開放性の課程であり、教員養成の目標を実現するための人的・物的リソースや予算も限られることから、これらの効率的な運用のためにも複数年にわたる計画の立案は必須である。現在、教職課程の運営の中核を担う教職カリキュラム委員会において、本学教職課程を取り巻く状況を踏まえた中期計画策定のための検討を行っており、2023年度中に教育職員養成に関する運営委員会の承認を目指す。

◇内部質保証

点検・評価項目①：教職課程の内部質保証の推進に責任を負う体制を整備しているか。

評価の視点1：教職課程の内部質保証推進体制の整備状況および全学内部質保証推進組織との連携状況

<現状説明>

○教職課程の内部質保証推進体制の整備状況および全学内部質保証推進組織との連携状況

本学においては、2008年度に大学全体の自己点検・評価システムが構築され、大学評価委員会の下、各組織に設置する組織別評価委員会を中心に自己点検・評価活動および内部質保証に向けた取組みを推進してきた。教職課程においては、教職課程の全学的運営組織である教育職員養成に関する運営委員会の下に設置され課程運営の中核を担う教職カリキュラム委員会が教職課程組織評価委員会の任を兼ねることとし、自己点検・評価活動を起点とする内部質保証の取組みを推進している。

2019年度以降、中央教育審議会教員養成部会を中心に教職課程の質保証に係る検討が行われ、教職課程の自己点検・評価の法令義務化の方針が示されたことから、教職カリキュラム委員会を中心に検討を行い、本学教職課程における内部質保証の在り方、組織体制等について明示した「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を2021年9月27日開催の教育職員養成に関する運営委員会において審議・承認した。具体的な内容は以下のとおりである。

中央大学教職課程における内部質保証の方針

1. 基本的な考え方

本学教職課程における内部質保証は、全学で取り組む自己点検・評価を基盤とし、教育職員養成に関する運営委員会の責任の下、教職課程を開設する各学部との連携により恒常的・継続的に質的水準の向上とその質の保証に取り組めます。

2. 組織体制

教職課程における内部質保証の推進に責任を負う組織は、「教育職員養成に関する運営委員会」とします。内部質保証の推進に向けた具体的な活動については、教育職員養成に関する運営委員会の下に設置する教職カリキュラム委員会を中心となって行い、結果について教育職員養成に関する運営委員会に報告することとします。

また、教職カリキュラム委員会は教職課程組織評価委員会の任務も兼ねることで、全学の内部質保証システムと連携し、教職課程の質的水準の向上とその質の保証に取り組めます。

3. 手続き

①教職課程の自己点検・評価活動は、全学の自己点検・評価活動の一環として毎年度実施し、結果を公表します。具体的には、本学が定める重点自己点検・評価を行う年度においては、自己点検・評価項目に基づき教職課程の活動全般について多面的な評価を実施します。その他の年度においては、当該年度に改善・向上に特に注力する課題を設定し、その結果および進捗について評価を行います。点検・評価結果については、大学全体としてとりまとめる自己点検・評価報告書の一部をなす形で公表を行います。

なお、重点自己点検・評価を行う際の具体的な自己点検・評価項目については、全学で定め

る項目を基盤としつつ、「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」(令和3年5月7日教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議)の内容を踏まえ、教育職員養成に関する運営委員会において決定するものとします。

②教職課程の自己点検・評価活動は、教職カリキュラム委員会(教職課程組織評価委員会)において実施し、結果および結果に基づく質的向上に向けた方策の方向性について教育職員養成に関する運営委員会および大学評価推進委員会に対して報告を行います。

③教育職員養成に関する運営委員会においては、自己点検・評価結果および質的向上に向けた方策の方向性について検討し、必要な取組みが円滑かつ着実に実施されるよう、全学的な調整を行います。

以上のとおり、教職課程の内部質保証については教育職員養成に関する運営委員会が責任主体となり、具体的な活動については教職カリキュラム委員会が行うこと、教職カリキュラム委員会は全学の教職課程組織評価委員会の任務を兼ねることとし、全学の内部質保証システムとの連携を図ることを方針として明示している。

なお、教職課程組織評価委員会については、委員長を教育職員養成に関する運営委員長、副委員長を教職カリキュラム委員長とし、自己点検・評価活動結果と教職課程が行う具体的な取組み・活動とが実質的に連携可能なよう配慮している。

<点検・評価結果>

教職課程における内部質保証推進については、教育職員養成に関する運営委員会の責任の下、全学の組織別評価委員会の任務を兼ねる教職カリキュラム委員会を中心となって推進する体制を構築している。教職カリキュラム委員会は、授業編成をはじめとする本学教職課程の運営に関する重要事項を担う中核組織であり、同委員会が内部質保証推進の任を中心的に担うことにより、自己点検・評価結果と具体的な取組み・活動が実質的に連携する仕組みとなっていることから、適切な体制が整備されている。

<長所・特色>

本学教職課程においては、教職課程の自己点検・評価が2022年4月に法令義務化される以前から全学的な自己点検・評価システムの下で自己点検・評価および内部質保証の推進に向けた体制を構築してきた。さらに、2021年度には「中央大学教職課程における内部質保証の方針」を策定し、基本方針、組織体制、手続きについて明示している。法令義務化以前より全学と連携した内部質保証体制を構築・運用するとともに、全学内部質保証組織との関係性について明示した方針を有していることは本学教職課程の特色であり、他大学ではあまり例のない取組みである。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方針>

中央大学教職課程における内部質保証の方針に基づく活動は2022年度から開始したところである。2023年度の年次自己点検・評価活動を通じ、同方針に掲げる組織体制および全学内部質保証組織との連携体制が妥当なものとなっているかどうか適宜検証し、調整を行うこととす

る。

点検・評価項目②：教職課程の内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：教職課程における内部質保証活動の実施内容

評価の視点2：定期的な点検・評価の実施と点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応がなされているか。

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか。

<現状説明>

○教職課程における内部質保証活動の実施内容

○定期的な点検・評価の実施と点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応がなされているか。

○点検・評価における客観性、妥当性が確保されているか。

本学教職課程における自己点検・評価活動および内部質保証活動の実施内容については前述の「中央大学教職課程における内部質保証の方針」において明示している。

具体的に、自己点検・評価活動については全学の自己点検・評価システムの下で毎年度実施することとし、本学が定める重点自己点検・評価を行う年度においては、自己点検・評価項目に基づき教職課程の活動全般について多面的な評価を実施する。その他の年度においては、当該年度に改善・向上に特に注力する課題を設定し、その結果および進捗について評価を実施している。自己点検・評価における客観性・妥当性の確保については、全学の自己点検・評価実施にあたっての実施要領に基づき、根拠に基づく自己点検・評価結果のとりまとめを行うとともに、教職課程組織評価委員会における審議、その後の大学評価推進委員会における取りまとめのプロセスにおいても確認がなされている。

自己点検・評価活動によって明らかとなった事項および教職課程が恒常的に実施している諸活動に係る検証結果については教職カリキュラム委員会をはじめとする教職課程に係る各委員会において共有し、活動の適正化・質的向上に向けた検討を行うとともに、特に重要な事項については教育職員養成に関する運営委員会にも上程を行っている。

行政機関からの指摘に関しては、2018年度に行われた教職課程の再課程認定の際、教育職員免許法に定める「総合的な学習の時間の指導法」を担当する教員2名の業績について留意事項が付されたことから、教職カリキュラム委員会において継続的な対応を行い、2021年度提出の事後調査対応届をもって対応が完了している。

<点検・評価結果>

本学教職課程における内部質保証の取組みについては、2022年4月の法令義務化以前より全学的な内部質保証システムの下で実施している。さらに、教職課程の運営の中核を担う教職カリキュラム委員会が教職課程組織評価委員会の任を兼ねることで、自己点検・評価結果と教職課程が行う諸活動との実質的な連携が可能となっており、適切に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適

切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況、教職課程の自己点検・評価結果に関する情報の公表

評価の視点2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

<現状説明>

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に定められた情報公表の状況、教職課程の自己点検・評価結果に関する情報の公表

○公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2のうち関連部分、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく情報公表については、本学公式Webサイトにおいて公表を行っている。公表する情報については、毎年度、各種統計データを元に教職事務室が作成・更新を行っている。

<点検・評価結果>

法令に基づく情報公表については、各種統計データをもとに適切に更新・公開を実施している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：教職課程の開設状況

評価の視点1：教職課程の開設状況

<現状説明>

○教職課程の開設状況

本学では、教職課程認定基準に基づき、以下のとおり教職課程を開設している。

学部の教職課程（2023年度以降入学生）

学部	学科	免許種・教科	
		中学校一種免許状	高等学校一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史、公民
	国際企業関係法学科	社会	公民
	政治学科	社会	地理歴史、公民
経済学部	経済学科	社会	地理歴史、公民、商業
	経済情報システム学科	社会	公民、商業
	国際経済学科		
	公共・環境経済学科	社会	公民
商学部	経営学科	社会	地理歴史、公民、商業
	会計学科	社会	公民、商業
	国際マーケティング学科		商業
	金融学科		商業
理工学部	数学科	数学	数学、情報
	物理学科	数学、理科	数学、理科、情報
	都市環境学科	数学	数学
	精密機械工学科	数学	数学、工業
	電気電子情報通信工学科	数学	数学、情報、工業
	応用化学科	理科	理科
	ビジネスデータサイエンス学科	数学	数学、情報
	情報工学科	数学	数学、情報
	生命科学科	理科	理科
人間総合理工学科			
文学部	人文社会学科	国語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、社会	国語、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、地理歴史、公民
総合政策学部	政策科学科	社会	公民
	国際政策文化学科	社会	公民
国際経営学部	国際経営学科		
国際情報学部	国際情報学科		

大学院の教職課程（2023年度以降入学生）

研究科	専攻	免許種・教科	
		中学校専修免許状	高等学校専修免許状
法学研究科	公法専攻	社会	公民
	民法法専攻		
	刑事法専攻		
	国際企業関係法専攻		
	政治学専攻	社会	地理歴史、公民
経済学研究科	経済学専攻	社会	地理歴史、公民
商学研究科	商学専攻	社会	商業
理工学研究科	数学専攻	数学	数学
	物理学専攻	理科	理科
	都市人間環境学専攻	/	工業
	精密工学専攻		
	電気電子情報通信工学専攻		
	応用化学専攻	理科	理科
	ビジネスデータサイエンス専攻	/	情報
	情報工学専攻		
生命科学専攻	理科	理科	
文学研究科	国文学専攻	国語	国語
	英文学専攻	英語	英語
	独文学専攻	ドイツ語	ドイツ語
	仏文学専攻	フランス語	フランス語
	中国言語文化専攻	中国語	中国語
	日本史学専攻	社会	地理歴史
	東洋史学専攻		
	西洋史学専攻		
	哲学専攻	社会	公民
	社会学専攻		
	社会情報学専攻	/	情報
	教育学専攻	社会	地理歴史、公民
	心理学専攻	/	公民
総合政策研究科	総合政策専攻	社会	公民

教員免許状の授与を受けるためには、教育職員免許法の規定により、所定の基礎資格を備えた上で、所定の単位を修得する必要がある。大学において修得することを要する単位については、原則として文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない。この文部科学大臣の認定は「課程認定」と呼ばれ、その審査は教職課程認定基準に基づき、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の下

に設置される課程認定委員会にて行われている。

本学においては、2018年度以前から設置されている学部・学科および研究科については、2018年度に実施された教職課程の再課程認定の際に申請を行い、認定を受けている。なお、理工学部人間総合理工学科については学科新設の際に教職課程認定を受けておらず、再課程認定の際にも課程認定申請を行っていない。経済学部国際経済学科については、2018年度入学生以前は教職課程を有していたが、再課程認定の際に課程の取り下げを行っている。

また、2019年度に開設された国際経営学部および国際情報学部については学部新設の際に検討を行った結果、教職課程を設置しないという判断がなされ、現在に至っている。

<点検・評価結果>

本学においては、学部、研究科の理念および教育課程を踏まえ、教職課程認定基準に基づき適切に課程を設置している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教職課程の開設状況および妥当性について点検・評価を行っているか。

評価の視点1：教職課程の開設状況の定期的な点検・評価

<現状説明>

○教職課程の開設状況の定期的な点検・評価

教職課程の開設については、課程を有する学部・研究科において、教育組織や教育課程の検証とあわせて実施することとなっている。さらに、大学として新たな教育研究組織の設置について検討する際にも、当該組織に教職課程を開設するか否かについて、教育課程や教員組織等の観点から検討を行うこととしている。

加えて、文部科学省が実施する教職課程の実地調査や再課程認定も、全学的な規模で教職課程の開設・運営状況にかかる点検・評価を実施する機会となっている。これらはいずれも10年に一度程度の頻度で実施されていることから、制度的にも定期的に点検・評価を行う機会が確保されている。

他方で、教職課程の新規開設や既に認定課程を有している教育組織に変更を行おうとする場合、原則として文部科学大臣に対して課程認定申請を行う必要がある。課程認定申請は近年厳格化されており、早期の段階から計画的な対応が必要になるため、教育職員養成に関する運営委員会でも毎年度注意喚起をしているが、教職員の間で充分共有されているとはいえない状況にあった。そのため、2022年11月28日開催の教職カリキュラム委員会において検討を行い、教職課程を開設する6学部全ての教授会において、学部選出委員による説明の機会を設けることとした。具体的には、2022年12月～2023年1月に開催される教授会の際を活用し、「教職課程について～課程認定制度を中心に～」と題し、教職課程の基本構造、課程認定の原則、当該学部の教職課程の概況について説明を行い、共通理解を図る機会とした。今後も継続して説明の機会を設けることで、今後、教職課程の開設等について検討を行う際の前提となる事項についての理解を図っていく必要がある。

<点検・評価結果>

教職課程の開設状況については、課程を有する学部・研究科において教育組織、教育課程の検証とあわせて実施されるほか、文部科学省が実施する教職課程の現地調査や再課程認定の機会を通じても全学レベルの点検・評価を行っており、適切に対応している。他方で、検証結果をもとに教職課程に係る変更を行おうとする際、前提となる課程認定に係る知識については2022年度に教授会の場を活用して認識共有を行う機会を設けたものの、依然として学内構成員の間で充分共有されているとはいえず、引き続きこの点への対応が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学部・研究科における検証および検証結果を踏まえて教職課程に変更を行おうとする際には課程認定基準を踏まえた対応を要することについては、毎年度、教職課程運営委員会においても概略の説明と注意喚起を行っているが、必ずしも十分に理解されているとはいえない状況にある。理解が不十分なまま、教育研究組織やカリキュラムの変更がなされた場合、教職課程の維持が困難な状況となる危険性もあることから、学内において、課程認定に係る基本的な事項についての理解・認識を浸透させる必要がある。

<今後の対応方策>

課程認定の趣旨、教職課程の開設・維持にあたり留意すべき事項等、基本的な事項について、教職カリキュラム委員が各学部教授会において報告・説明する機会を2022年度中に設けた。2023年度以降も引き続きこのような機会を設けることを教職カリキュラム委員会にて検討し、実施していく。

◇教育課程・学習成果

点検・評価項目①：教職課程の編成・実施方針

評価の視点1：教職課程の編成・実施方針の設定

評価の視点2：教職課程の編成・実施方針と教員養成の目標との適切な関連性

<現状説明>

○教職課程の編成・実施方針の設定

○教職課程の編成・実施方針と教員養成の目標との適切な関連性

教職課程の編成・実施方針を以下のとおり定めている。策定にあたっては「養成する教員像」と同様に本学の「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に基づきつつ、教員に求められる教科および教科指導の知識・能力、免許種・教科に関わらず身に付けるべき知識・能力・態度をどの科目群で身に付けることとなっているかを明示している。

教職課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）

カリキュラムの基本構成

養成する教員像（教員養成の目標）に掲げる知識・能力・態度等を修得できるよう、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導を行うにあたり必要となる教科専門の知識および教科指導に必要な理論・能力を修得することを目的とします。

教職基幹科目：教育職員免許法上、「教育の基礎的理解に関する科目」について、「教職基幹科目」として開設します。同免許法に定める科目区分に基づく「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」に加え、「大学が独自に設定する科目」を置き、免許種・教科に関わらず教員として身に付けておくべき知識・能力・態度を修得することを目的とします。

このほか、教育職員免許法施行基礎記第66条の6に定める科目については、「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の各区分についてそれぞれ科目を開設します。

カリキュラムの体系性

教科及び教科の指導法に関する科目、教職基幹科目ともに、基礎・基本を学ぶ科目からより専門的・実践的な内容を扱う科目へと学修を進められるよう科目を配置しています。

1年次：文系学部は1年次秋学期から、理工学部は1年次春学期から教職課程の履修が可能です。教科に関する科目、教職基幹科目ともに今後の学修を進めていく上での基礎・基盤となる内容を扱う科目を配置しています。

2～3年次：1年次で学修した内容をふまえ、専門的・実践的な内容を扱う科目を配置し、4年次に行う教育実習に向け、教科指導や生徒指導等、教員に求められる知識・能力・態度を涵

養できるような科目構成としています。

また、中学校教諭免許の取得に必要な介護等体験については2年次から、教育実習の参加前年度に行う教育実習事前オリエンテーションについては3年次からそれぞれ開始となります。

4年次：教職課程の総仕上げとなる「教育実習」「教職実践演習」を配置しています。

大学院

専修免許に求められる高度な専門性を身に付けることを目的とした科目を博士前期課程に開設します。

<点検・評価結果>

教職課程における教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）については「養成する教員像」を踏まえつつ、本学の「教育活動に関する三つの方針策定にあたっての基本方針」に沿った形で適切に設定している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教職課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況
評価の視点2：法令、教員養成の目標および当該目標を達成するための計画と対応し、必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか。

評価の視点3：教員に求められる資質・能力を涵養するために必要な科目が体系的に開設されているか。

評価の視点4：教育実習および教職実践演習の実施状況

評価の視点5：介護等体験の実施状況

<現状説明>

○複数の教職課程を通じた授業科目の共通開設など全学的な教育課程の編成状況

○法令、教員養成の目標および当該目標を達成するための計画と対応し、必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか。

○教員に求められる資質・能力を涵養するために必要な科目が体系的に開設されているか。

教育職員免許法に基づき教職課程のカリキュラムを編成し、必要な科目を開設している。

本学教職課程の教育課程の基本的な構成は以下のとおりである。

法令上の科目区分等		法令上の最低修得単位数		科目の開設状況
		中学校 一種免許状	高等学校 一種免許状	
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24	各学部が設置する科目及び共通開設
	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	共通開設 (本学では「教職基幹科目」と呼称)
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	
	教育実践に関する科目	7	5	
	大学が独自に設定する科目	4	12	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	2	各学部が設置する科目
	体育	2	2	
	外国語コミュニケーション	2	2	
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目			
	又は情報機器の操作	2	2	

【注】

- ・科目区分等の名称、法令上の最低修得単位数は2019年度入学生以降のもの。
- ・介護等体験特例法に定める介護等体験については正課外の活動として設定。
- ・「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」については、2023年度入学生以降は全学共通科目「データサイエンスと現代社会」を指定。商学部についてのみ、同科目と学部独自で開設している科目からの選択を可としている。

教育職員免許法に定める「教科及び教科の指導法に関する科目」については、各免許教科の指導に必要となる専門的知識を身につける「教科に関する専門的事項」と授業実践に必要となる理論・技術を身に付ける「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」から構成される。本学における必要単位数は、法令上の最低修得単位数を基礎としつつ、学部・学科によっては専門分野に係る高い専門性を備えた教員を養成・輩出するべく、法令要件以上の単位数の修得を求めている。なお、文学部人文社会学科については複数の教科について課程を有しているが、学科の下に置く各専攻の専門分野と免許教科との相当性および教育課程の体系的観点から、専攻によって取得可能な免許種を指定している。

「教科に関する専門的事項」については、各学部・学科が設置する科目を充てているが、一部の科目は共通開設（異なる学部・学科間で共通して科目を開設）としている。法令上、それぞれの教科について修得すべき科目の分野（例：中学社会においては「日本史・外国史」「地理学（地誌を含む）」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の5分野について必修）が定められており、その要件に従って体系的な科目編成を行っている。各分野のうち、必修科目として一般的・包括的内容を含むことが求められる科目については教職カリキュラム委員がシラバス内容をもとにチェックを行い、不十分な点が確認された場合には教職カリキュラム委員長から担当教員に対して修正依頼を行うことにより、内容面の適切性を確保している。

「各教科の指導法に関する科目」は、複数の学部・学科で共通する校種・教科（例：中学校社会等）の科目については共通開設としている。免許教科の授業を実施するために必要となる学習指導案の作成や授業実践を行う科目であり、科目の専門分野に係る知識を修得していることが前提となるため、一部の例外（国語科、英語科）を除き配当年次を3年次からとし、学修を行う際の順次性を確保している。

「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」（高等学校教諭においては「道徳、総合的な探究の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）「教育実践に関する科目」は、教科に関わらず教師に求められる資質・能力の修得を目的とする科目群である。本学では本学教職課程の養成する

教員像（教員養成の目標）に示す資質・能力を身につけるための「教職基幹科目」として位置づけ、全学部・学科の共通開設科目としている。

2023年度時点における開設科目は以下のとおりである。

科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数	配当年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の理念と歴史	2	1
	教育の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職の基礎	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育と社会・制度	2	1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	発達と学習の心理	2	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育の基礎	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と方法	2	3
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程と総合的な学習の時間	2	2
	総合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法	生徒指導と特別活動	2	2
	生徒指導の理論及び方法			
	教育の方法及び技術	教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む。）	2	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談と進路指導	2	2	
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習Ⅰ	3	4
		教育実習Ⅱ	2	4
		教職実践演習	2	4

【注】

- ・「道徳教育の理論と方法」「教育実習Ⅱ」は中学校教諭免許取得希望者のみ必修。
- ・「総合的な学習の時間の指導法」は、高等学校教諭の課程においては「総合的な探究の時間の指導法」である。

「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については、中央教育審議会教員養成部会が定める「教職課程コアカリキュラム」において、それぞれの科目について「全体目標」と科目に含めることが必要な事項が明文化されており、これに沿ったシラバス作成が必須となっている。本学においては教育職員養成に関する運営委員会が設置する科目として共通開設とし、授業編成、シラバス作成、担当教員の業績確認・選定等を教職カリキュラム委員会が統括することで、法令上の要件に確実に対応できるよう運営している。なお、学生の履修にあたっては、所属学部が所在するキャンパスで行うことを基本とし、他キャンパスでの履修は原則として許可していない。

「大学が独自に設定する科目」については、教職課程の目的・趣旨に適合する科目として各学部・学科が設定する科目のほか、「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低修得単位数を超えた分の単位数によっても要件を満たすことができる科目区分である。本学においては、理工学部を除く5学部において「学校インターンシップ1」「学校インターンシップ2」を開設しているほか、文学部では学部で開設している科目から9科目を指定している。

「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」については、免許種に関わらず教員の一般教養として修得すべき科目であり、教職課程の課程認定を要しない科目である。本学では、各学部・学科の開設する科目から指定している。なお、科目区分「数理、データ活用及び人工知能又は情報機器の操作」に教職員免許法施行規則の趣旨に鑑み、全学共通科目「AI・データサイエンスと現代社会」を指定している（商学部については学部独自で開設している科目との選択履修）。これは、2021 年度に本学の開設するプログラムが「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」の認定を受けたことによる変更である。

「教育実践に関する科目」については、「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教職実践演習」を設置している。これらの科目については次項にて詳述する。

専修免許状については、①取得したい専修免許状と同一教科かつ同一学校種別の一種免許状を取得すること、②修士の学位を有すること、③専修免許状の課程認定科目を 24 単位以上修得すること、の三点が取得のための要件となる。そのため、大学院の各研究科・専攻がそれぞれ開設している科目の中から免許教科に係る高度な専門性を身に付けることが可能な科目を指定し、認定を受けている。

○教育実習および教職実践演習の実施状況

本学教職課程においては、「教育実習」および「教職実践演習」を「教育実践に関する科目」として 4 年次配当科目としている。

1. 教育実習

本学では、「教育実習Ⅰ」（事前指導 1 単位分を含め 3 単位）、「教育実習Ⅱ」（2 単位）の 2 科目を設置し、中学校教諭免許取得希望者は 2 科目必修、高等学校教諭免許のみ取得希望者は「教育実習Ⅰ」1 科目のみを必修としている。実習期間は、中学校免許取得希望者は 3 週間（15 日間）、高校免許のみ取得希望者は 2 週間（10 日間）である。

過去 5 年間の教育実習終了者数は以下に示すとおりである。

2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
268	203	245	191	236

【注】

- ・2020 年度については、教育実習中止に伴う特例措置による終了者 4 名を含む。

2021 年度の参加者数の大幅減少については、学生が教育実習の申し込みを行う時期が新型コロナウイルス感染症による 1 回目の緊急事態宣言発出時期と重なったため、教職の志望度合いが高い学生のみが参加を決めたことが主な要因であると分析している。2022 年度については、近年とほぼ同水準の教育実習参加者数となり、長期的な視点では減少傾向が続いているものの、近年の水準に戻ったといえる。また、2020 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、教育実習実施時期の変更、実習期間の短縮等の影響が生じたが、法令に沿った形での対応を行い、適切に単位認定を行った。

実習校については、東京都内公立中学校・高等学校、本学付属の中学校・高等学校、学生の出身母校のいずれかであり、このうち、東京都内公立中学校・高等学校については大学から東京都教育委員会に対して申請を行い、受け入れ可となった者について実施している。東京都教

育委員会に申請を行う場合、地域と実習教科を指定して申請することとなるが、調整によって受け入れ不可となるケースも少数ではあるが発生している（東京都公立学校全体の希望充足率は85%前後）。受け入れ不可となった場合には、補充受け入れ申請や本学付属の中学・高等学校への受け入れ等で対応を行っている。

教育実習期間中は「学生」ではなく「教師」として学校現場で活動することとなる。そのため、本学教職課程においては以下のような教育実習履修資格要件を定め、一つでも要件を満たしていない場合には、実習参加の前提となる知識・能力、教育として求められる規範意識・行動が十分に備わっているとは認められず、該当の学生については実習参加を許可しないことで、教育実習生の質を担保している。

教育実習履修資格要件

1. 「教職基幹科目」のうち、「教育の理念と歴史」「教職の基礎」「教育と社会・制度」「発達と学習の心理」「教科教育法1」「教科教育法2」（教科教育法については教育実習を行う教科）の単位を実習前年度中までに修得済であること。
2. 教育実習事前指導の一環として実習の前年度より実施する「教育実習オリエンテーション」（A～G、全7回）に全回出席していること。
3. 教育実習に関する必要な諸手続きを遅滞なく完了していること。
4. 教育実習に関する理解と熱意、免許取得しようとしている教科についての十分な基礎学力や専門知識を有していること。加えて、「東京都公立学校教育実習取扱要綱」に定める教育実習資格を満たしていること。
5. （理工学部のみ）免許教科に係る一般的包括的科目の単位を修得していること。

数学免許： 数学科以外で数学免許の課程認定を受けている6学科は、
法令上、修得すべき科目の分野である

①代数学分野：共通開設科目の「代数学Ⅰ、Ⅱ」（4単位）

②幾何学分野：共通開設科目の「幾何学Ⅰ、Ⅱ」（4単位）

③解析学分野：自学科指定科目（2単位）

の3分野のうち、2分野を修得していること

理科免許： 理科免許の課程認定を受けている3学科は、
法令上、修得すべき科目の分野である

①生物学実験分野：共通開設科目の「生物学実験Ⅰ、Ⅱ」（2単位）

②地学実験分野：共通開設科目の「地学実験Ⅰ、Ⅱ」（2単位）

の2分野のうち、1分野を修得していること。

教育実習の事前指導および実施については教育実習委員会が所管し、万一、実習中に事故等が発生した場合には、教育実習委員長・当該学生の所属学部選出の教育実習委員・教育実習指導教授・教職事務室が連携して対応にあたっている。

教育実習参加を希望する学生は3年次春学期から「教育実習オリエンテーション」に出席し、教育実習に向けた心構え等を学習するとともに、実習校に対する申し込み等の諸手続きを行う。「教育実習オリエンテーション」の主な内容は以下のとおりである。

- ・教育実習の意義と心構え
- ・学校現場における多様性について（本学ダイバーシティセンターによる講話、ケーススタディー）

- ・学校現場を知る（中学校教諭、高等学校教諭による講話）
- ・ハラスメントについての基礎知識（本学ハラスメント防止啓発室による講話）
- ・コンプライアンス（主として SNS の使用、個人情報保護）に係る指導
- ・教科指導（現職教員、学校現場における実務経験を有する特任教員による指導）
- ・教育実習校から見た教育実習と心得（中学校・高等学校管理職、管理職経験者による講話）
- ・教育実習に向けての諸手続き、注意事項

教育実習指導教授については、実施前年度に教育職員養成に関する運営委員会から各学部を選出依頼を行い、選出している。教育実習指導教授は1名につき3～4名の教育実習生を担当し、実習参加年度の4月以降、対面形式による実習指導を最低2回以上行うほか、教育実習校と連携して実習生の指導を行う。実習校のうち、都内公立学校および本学付属の中学校・高等学校については、実習生が行う研究授業の参観を必須としている。

教育実習終了後は事後指導を実施し、教育実習校における評価、事前・事後指導の状況、教育実習後に学生が作成する教育実習レポートの内容を総合し、教育実習指導教授が成績評価を行う。

当該年度の教育実習終了後には、教育実習委員会において総括として実習校における評価や当該年度に発生した事件事案等を確認し、次年度に向けた対応方策について検討を行っている。近年の事件事案の傾向として、学生による不祥事は相対的に減少している一方で、教育実習校においてパワーハラスメントの疑いがある指導を受けたという申し出が増加傾向にある。学生と実習校との間で認識に隔たりがあり対応が困難なケースもあるが、学生の心身の健康を第一にしつつ必要な支援を行い、教育活動の継続に努めている。

2. 教職実践演習

「教職実践演習」は、学生が教職課程の履修や正課外における様々な活動を通じて身に付けた資質・能力が教員として最小限必要な資質・能力として有機的に統合・形成されたかということについて、大学が掲げる養成する人材像や到達目標に照らして最終的に確認するための科目であり、教職課程の「学びの軌跡の集大成」として位置付けられる。

本学では4年次秋学期に開講し、教職課程における学習や正課外の活動について記録・蓄積する教職ポートフォリオを活用しつつ、グループワークや模擬授業の実施、フィールドワーク等を取り入れた授業を1クラス20名前後の少人数で実施している。

科目の運営にあたっては大学が所在する教育委員会との連携・協力も必須となることから、本学ではキャンパスが所在する地域の教育委員会（文系学部は八王子市教育委員会、理工学部は文京区教育委員会）との連携の下、実施している。

授業については、学校現場において教員経験を有する教職課程特任教員、非常勤教員と教職科目を担当する無任期の専任教員が担当している。授業担当者は毎年度開講前に授業実施方針、スケジュール、使用する教材についての打ち合わせを実施し、科目運営にあたっての認識を共有することで学生の履修クラスが異なっても着実に科目の到達目標を達成できるよう配慮している。

○介護等体験の実施状況

小学校・中学校教諭の普通免許状取得を希望する者については、「小学校及び中学校の教諭の

普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、7日間の介護等体験を行うことが求められる。本学では、中学校教諭免許状取得希望者を対象に、社会福祉施設・5日間、特別支援学校・2日間の介護等体験を実施している。

過去5年間の介護等体験参加者数は以下に示すとおりである。

	2018年 度	2019年 度	2020年 度	2021年 度	2022年 度
社会福祉施設	298	247	26	17	3
特別支援学校	243	221	114	133	223
合 計	541	468	140	150	226

【注】

・2020年度、2021年度の参加者数には介護等体験代替措置の適用者の数は含まない

法令上、体験の参加は18歳以上から可能であるが、本学では教職課程における学習の順次性に鑑みて2年次からの参加とし、文系学部では1年目に社会福祉施設、2年目に特別支援学校での体験を、理工学部では学部の教育課程との関係を考慮して2年次に社会福祉施設と特別支援学校の体験を実施することを原則としている。

本学では、介護等体験は正課外で実施することとして単位化は行っていないものの、教職課程の履修開始後初めて学外で実習を行うこと、介護等を要する方々を対象とする施設・学校で実習を行うことから、集合型の事前指導の実施、学習課題による事前学習および事前学習報告書の提出を必須とし、十分な理解と自覚を深めた上で参加させている。また、体験終了後は自己評価票を用いて自己評価を行わせるとともに、体験記の作成を通じて振り返りの機会を設けている。

体験先については、社会福祉施設は東京都社会福祉協議会、特別支援学校は東京都教育委員会に対して大学から一括して申請を行い、例年ほぼ申請通りの人数の体験受け入れが可能となっている（理工学部学生の特別支援学校における体験については、一部について後楽園キャンパス近隣の国立学校に直接受け入れを依頼・実施）。

2020年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会福祉施設における受け入れが極めて困難な状況となっている。そのため、本学では「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の科目に係る印刷教材を用いた自学自習の実施および学習成果に係るレポート提出をもって替えることを原則としている。ただし、現場における体験を強く希望する学生については、感染症の状況によっては受け入れが中止となること、体験先において感染する可能性が排除できないなど、参加に伴うリスクについて指導を徹底し、書面による承諾を行った者についてのみ認めている。

特別支援学校における介護等体験については、東京都が設置する特別支援学校では感染防止策を徹底しながら受け入れが行われていることから、やむを得ない事情を除いては学校での体験参加を原則としている。

介護等体験の実施に関しても、教育実習委員会が所管し、事前指導を含めた計画策定や万一事故が生じた際の対応等を組織的に行う体制としている。

<点検・評価結果>

教育職員免許法に定める免許種に必要な科目を、教育課程編成・実施の方針を踏まえ体系的に開設している。学外で実習を行う教育実習、介護等体験については、教育実習委員会の責任の下、事前・事後指導も含めて組織的な対応を行うなど、概ね適切に実施している。

課題としては、茗荷谷キャンパスにおける授業編成、教育実習におけるハラスメント事案への対応があげられる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

1) 茗荷谷キャンパスにおける法学部生の教職科目履修については、履修者数の関係上、開講授業講座数が少なく時間割と重複する等の申し出が学生からも寄せられている。履修者数の状況等も踏まえつつ、適切な授業時間割の編成について検討を行う必要がある。

2) 教育実習先において、ハラスメントが疑われる事案が数件程度ではあるが毎年発生している。事案によっては教育実習の継続が困難なケースもあり、教育活動を適切に実施する上で大きな課題となっている。

<今後の対応方策>

○ 教職カリキュラム委員会を中心に、2023年度の履修者動向、新規履修者数等も踏まえつつ、適切な開講講座数について検討を行う。なお、授業編成においては多摩・後樂園・茗荷谷の3キャンパス全体での調整も必要であることから、既に2023年6月に教職カリキュラム委員長および法学部・理工学部の教職カリキュラム委員等の間で打ち合わせを行い、授業編成にかかる留意点等について認識の共有化を図っている。

○ 教育実習については大学が開設する正課の教職科目であり、単位認定も含めて大学の責任において実施するものであることを念頭に、個々の事案に応じ学生が不利益を受けることのないよう対応を行う。

点検・評価項目③：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

評価の視点2：効果的な教育に必要な施設設備の整備状況

評価の視点3：単位の実質化を図るための措置

評価の視点4：シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<現状説明>

○アクティブ・ラーニングやICTの活用など新たな手法の導入状況

教職課程は教員免許状取得を目的とした課程であることから、授業実践や生徒指導の理論と技術の修得を目的とする科目を中心に、学生の主体的な参加や授業内の実践を前提とする科目が多数配置されている。

授業実践のための理論・技術の修得を主たる目的とする科目は、「教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）」、各教科の「教科教育法」「道德教育の理論と方法」等である。これらの科目では、授業を行う際に必要となる「単元指導計画」「学習指導案」の作成に必要な

事項や効果的な教材の作成・活用を学ぶほか、「教科教育法」では模擬授業の実施と実施後の協議も実施している。

「教職実践演習」については、既述のとおり、グループワーク、ケースに基づくロールプレイ、模擬授業、フィールドワークと発表等、学生が主体的に参加することを前提とした方法により授業を展開している。

「学校インターンシップ」（理工学部を除く5学部で設置）については、学生が学校現場において学習支援員等の体験を行い、活動時間が所定の時間数に達したものについて、レポート作成と報告会における実践報告発表をもって単位を認定する。

このほか、生徒指導・対応に必要な知識・能力の修得を目的とする「教育相談と進路指導」「生徒指導と特別活動」等の科目においても、グループワークやロールプレイが適宜取り入れられている。

ICTの活用としては、中学校を中心にデジタル教科書について、国語科・英語科・社会科は各2社（社会科についてはデジタル地図帳を含む）、数学科・理科については各1社分を導入し、授業や教育実習の事前指導に活用することが可能となっている。このほか、LMSとしてGoogle Classroom、ロイノートについても利用が可能である。

○効果的な教育に必要な施設設備の整備状況

授業教室については各学部の教室を使用しており、ほとんどの教室でPC、プロジェクターの使用が可能となっているほか、一部教室については教材提示機を配備している。

模擬授業等の実践を行うための施設設備としては、多摩キャンパス3号館内に電子黒板を配備した模擬授業教室を2教室整備し、うち1教室には授業等で活用可能なタブレット端末を配備している。模擬授業教室は学部の通常教室との兼用であるが、各教科の「教科教育法」「教職実践演習」の授業については優先的に教室割り当てが行われ、活用がなされている。

このほか、文系学部については教職事務室内に各教科の教科書、教科指導に役立つ参考図書を配架し、自習スペースも設けているほか、教具としてマグネット黒板、掛図、個人用ミニホワイトボード等の教具を配備している。理工学部では、図書館理工学部分館内に授業等で活用可能な教科書、参考図書を配架し、学生が教材研究等に活用している。

○単位の実質化を図るための措置

○シラバスに基づいて授業が展開されているか。

単位の実質化を図るための措置としては、実習・実践的要素を含む科目を中心に、学生が授業外の活動を行うことを前提とした授業内容・計画を策定するとともに、シラバスの「授業時間外の学修の内容」にて明示している。シラバスに示す計画に沿った授業が展開されているかの確認については、各科目を開講している学部（文系学部で開講している教職基幹科目については文学部）が実施する授業アンケートを通じて行っているが、現時点では教職カリキュラム委員会として全体を把握する仕組みは有していない。

また、本学は教員養成を主たる目的とする学部・学科を置いておらず、開放性の教職課程であることから、学部・学科の卒業要件とは別に教員免許状取得のための単位を取得する。そのため、学生は4年間で40～50単位（免許種・取得希望の免許の数により異なる）を卒業要件とは別に履修・単位修得の必要がある。特定の年次に過度な履修を行うことがないように、教育課程編成において配慮を行っているほか、教職履修者に対する各種のガイダンスにおいても計画的な履修を行うよう指導・注意喚起を行っている。加えて、教職課程を開講している各学部に

対しては、教職課程を履修する学生が過度な履修を行うことを防ぐための方策について検討・実施すること、各学部が指導対象とする成績不良者で教職課程を履修している者について履修指導を行うことについて、教育職員養成に関する運営委員会から依頼を行っている。

<点検・評価結果>

学生の学習を活性化し、教育効果を高めることを目的として必要な施設・設備の充実を図るとともに、授業計画やシラバスの作成の際には学生の学習時間が充分確保されるよう努めている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目④：成績評価、単位認定を適切に行っているか。

評価の視点1：各教職科目の到達目標は適切な水準が設定されているか。

評価の視点2：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

<現状説明>

○各教職科目の到達目標は適切な水準が設定されているか。

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

教職基幹科目、各教科の「教科教育法」、各教科の「教科に関する専門的事項」の必修科目については、2018年度に行われた教職課程の再課程認定の際に到達目標、成績評価方法も含めてシラバス内容の審査を受け、適切に設定されている。2019年度以降については再課程認定の際に設定した水準が維持されているかどうか、シラバスチェックを通じて教職カリキュラム委員が確認を行い、問題がある場合には教職カリキュラム委員長から担当教員に対して修正を依頼している。

成績評価については、文部科学省の示す「出席のみをもって加点することは教職課程の科目として適切ではない」との方針を遵守するよう徹底している。他方で欠席については、各教科の「教科教育法」をはじめとする実践・実技を行う科目を中心に多くの科目で欠席回数の上限定額を行い、それを上回った場合には単位認定の対象外とする運用を行っている。一例として、「教職実践演習」については欠席回数の上限を3回とし、配慮すべき事情があるなど判断が難しいケースについては担当教員間で情報共有・協議を行い、担当教員によって扱いが異なることのないよう組織的な対応に努めている。また、「教育実習Ⅰ」の単位数に含まれる教育実習事前指導については全回出席を要件とするなど、厳格な運用を行っている。

このほか、学校現場における実習・活動時間が単位認定の要件となる「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「学校インターンシップ」については、日誌の作成および受け入れ校の確認を義務付けることで活動実績を把握し、適切な単位認定を行っている。これらの科目は学外において実

習を行う科目であり、大学設置基準および学則に基づき単位数を設定している。

なお、現在のところ、教職基幹科目の講座単位の成績評価分布について把握・検証の機会は設けていない。成績評価について疑義がある場合については、学生は所定の手続きにより、所属学部事務室（科目等履修生については教職事務室）を通じて成績調査の申請を行うことが可能となっており、このプロセスを通じて成績評価の適正化が一定程度なされていると判断している。しかしながら、教育実習履修資格要件科目については単位修得の可否が翌年度の教育実習参加に直結することも少なくないため、成績評価分布の組織的な把握と課題がある場合の対応については今後検討を行う必要がある。

<点検・評価結果>

成績評価および単位認定については、教職課程認定基準および学則に基づき、概ね適切に実施している。ただし、現時点において教職基幹科目の成績評価分布については組織的な把握・検証の機会を有していないため、今後対応が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

共通開設で開講している科目について、現在のところ、担当教員毎の成績評価の分布について把握・検証の機会を設けていないが、学生からは同一科目の中で担当教員によって成績評価分布に偏りがあるとの指摘が寄せられている。特に教育実習履修資格要件科目の場合、単位修得の可否が翌年度の実習参加に大きく影響することから、成績評価分布の組織的な把握と著しい偏りがある場合の改善方策について検討する必要がある。

<今後の対応方策>

学生から指摘があった科目を中心に教職事務室において成績分布状況の集約を行い、教職カリキュラム委員長の下で組織的な把握の必要性について検討を行う。

点検・評価項目⑤：教員の養成の目標に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

<現状説明>

○教員の養成の目標の達成状況（学修成果）を明らかにするための情報の設定及び達成状況

教職課程の学修成果については、主として①教育実習先における評価、②学生自身の自己評価、③教職課程の総まとめ・見極め科目である「教職実践演習」の評価、④教員免許状取得者数、を通じて把握を行っている。

教育実習先における評価については、教育実習中の取組み状況や研究授業における成果等を勘案し、教育実習校の学校長が評価を行い、「教育実習評価票」によって報告がなされる。「教育実習評価票」では、「教職への理解と意欲」「教科指導の技術」等、8つの観点ごとにA（非常に優れている）～E（教職に適さない）の5段階で評価を行う。結果については教育実習委員

会にて毎年度確認を行い、教育職員養成に関する運営委員会においても報告を行っている。

学生自身の自己評価については、教職ポートフォリオの作成を通じて2年次終了時、3年次終了時に実施している。2021年度以前は紙媒体で作成・提出を求めていたため、組織的な把握・活用が不可能な状況にあったが、2022年度からmanabaによる電子提出を文系学部で先行して実施している。個々の学生に、自分自身の目指す教員像を記載させた上で、本学教職課程が養成する教員像で掲げる項目について身に付いたかどうかの自己評価を行い、さらに、正課内・正課外それぞれの活動において、教員としての資質・能力向上のために取り組んだ活動について記載をすることとしている。提出された自己評価については、今後、教職カリキュラム委員会にて把握・検証を実施していく予定である。

「教職実践演習」では、教職ポートフォリオも活用しながら、個々の学生について教員に求められる資質・能力が身についているかの見極め・最終確認を行う。そのため、本科目の成績評価は個々の学生の本学教職課程における学修成果の総合評価の意味合いを有しているといえる。ただし、学生全体の評価について確認を行う機会は現在のところ有していない。

このほか、教員採用試験結果（合格者数、合格率等）も学修成果の一端を確認しうる指標であり、毎年度、教育職員養成に関する運営委員会において把握・検証を実施している。

過去5年間の教員免許取得状況は以下のとおりである。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一種免許状	取得者数	255	194	243	186	213
	取得件数	581	439	544	409	491
専修免許状	取得者数	30	24	18	11	18
	取得件数	56	48	35	22	34

<点検・評価結果>

学修成果の把握については複数の指標を用いて把握を行っているが、教員養成の目標の達成状況についてこれらの指標を総合した形での把握・検証を行うには現在のところ至っていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

学生の学修成果については、把握のための複数の指標を有し、それぞれの活動を所管する委員会において把握を行っているが、教員養成目標の達成状況の検証という目的では実施できず、検討が必要である。

<今後の対応方策>

教職カリキュラム委員会において学修成果の把握が可能な既存の指標の確認・精査を行い、目標の達成状況の検証について検討を行う。

点検・評価項目⑥：教職課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っ

ているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教職課程全体に係る点検・評価については、教職課程認定大学等実地視察や教育職員免許法施行規則の改正に伴う再課程認定の際に全学レベルで実施することとなる。いずれについても10年程度に一度行われており、本学においては2014年度に実地視察を、2018年度に再課程認定を受け、この機会にカリキュラムや教員組織を含め、全学的な点検・評価を実施し、課題については教育職員養成に関する運営委員会の指示の下、教職カリキュラム委員会が各学部と連携しつつ対応を行うこととしている。

このほか、恒常的に行う点検・評価については、教職課程のそれぞれの活動を所管する委員会において、次年度に向けた審議を行う際にデータに基づき検証を行っているほか、全学の内部質保証活動の一環として行う自己点検・評価活動を通じても諸活動の点検・評価を実施し、その結果を元に諸活動の改善・向上に努めている。

具体的な事例として、教職カリキュラム委員会においては次年度の授業編成についての審議を行う際、講座ごとの履修者数をもとに開講講座数の適切性について確認を行っている。また、教育実習については、教育実習委員会において実習生に対する実習校の成績評価の状況や当該年度の実習において発生した事故事案について検証を行い、検証結果をもとに次年度の事前指導の改善方策を検討・実施している。

<点検・評価結果>

教職課程が行う教育活動については、それぞれを所管する委員会の下で点検・評価を行い実施しているほか、教職課程認定大学等実地視察の機会等を活用した点検も実施し、諸活動の改善・向上に努めている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

◇教員・教員組織

点検・評価項目①教職課程認定基準に基づき、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：教職課程認定基準において定められた必要専任教員数の充足状況および点検・評価の実施

評価の視点2：担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況をふまえ、適正な教員配置がなされているか。

<現状説明>

○教職課程認定基準において定められた必要専任教員数の充足状況および点検・評価の実施

○担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況をふまえ、適正な教員配置がなされているか。

必要専任教員数の充足状況については、翌年度の教職課程に係る「変更届」を作成する際に毎年確認を行っている。2023年4月1日現在、「教育の基礎的理解に関する科目等」については、教職課程認定基準に基づく必要専任教員数4名に対して7名を、「教科に関する専門的事項」についても全ての学部・学科、校種・免許教科について教職課程認定基準に基づく必要専任教員数を充足する教員を配置しており、適切な状況となっている。

教職コアカリキュラムが設定されている科目(教職基幹科目、各教科の指導法に関する科目)については、2018年度の再課程認定の際に専任・非常勤を問わず教育研究業績の点検を実施し、適正な教員配置を行った。その後、新たに担当することとなった教員については、課程認定の際とほぼ同水準の教育研究業績書の提出を義務付け、それをもとに教職カリキュラム委員会において審議を行った上で配置を決定している。

教科に関する専門的事項(各教科の指導法に関する科目を除く)については、基本的には当該科目設置している学部において業績の確認を行う。なお、一般的包括的な内容を含むことが求められる必修科目およびコアカリキュラムが設定されている英語科の必修科目については再課程認定の際に文部科学省に届出・認定を受けた教員を配置することとし、担当者の交代が生じた場合には、科目を設置している学部と教職カリキュラム委員会とが連携して業績の確認を行い、適正な配置がなされるよう配慮している。

<点検・評価結果>

教員組織については教職課程認定基準に基づき適正に編成を行い、毎年度点検を実施している。授業担当者の配置にあたっては、教職カリキュラム委員会において教育研究業績の確認を行うことで適正に実施している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか（任期制の教員を含む）。

評価の視点1：教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか（任期制の教員を含む）。

評価の視点2：規程等に従った適切な教員人事が行われているか（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）。

<現状説明>

○教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きが明確化されているか（任期制の教員を含む）。

○規程等に従った適切な教員人事が行われているか（教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮を含む）。

本学は教職課程に特化した教育研究組織を設置しておらず、専任教員はいずれかの学部にも所属することとなっているため、教育職員養成に関する運営委員会として教員の任用権は有していない。

ただし、「教職実践演習」を含む教職科目を担当する教職課程特任教員に関しては、教育職員養成に関する運営委員会が任用計画を策定した上で候補者の選定を行い、当該教員が着任後に所属することとなる学部に対して推薦を行うこととしている。教育職員養成に関する運営委員会において候補者の選定を行うのは、「教職実践演習」をはじめとする教職科目を担当することから、選考基準として学校現場における教員としての実務経験または課程認定を受けている大学等における教職課程における教育経験を有していること、もしくは、募集要項に示す教職科目について担当可能な教育研究業績を有することが必須であり、この観点での確認を行う必要があるためである。

教職課程特任教員は、「教職実践演習」の開設が法令上義務付けられることとなった際、学校現場における実務経験を有する担当教員が必要であると判断に基づき、教育職員養成に関する運営委員会から要請を行い学部長会議において全学共通の人員費での任用が認められたものであり、2011年度から任用している。「中央大学特任教員に関する規程」に基づく任用であり、任期は1年更新で5年間を超えないものとされ、必要と認める場合には再任することができる。2023年度現在、法学部1名、理工学部1名、文学部3名を配置している。法学部の1名については、法学部の茗荷谷キャンパスへの移転に伴い、2023年度に新たに任用・着任したものである。

具体的な任用の流れは以下のとおりである。

- ①教育職員養成に関する運営委員会において特任教員の任用計画を策定し、学長・学部長会議に報告を行う。
- ②任用計画に基づき、新たに任用が必要となった際には教育職員養成に関する運営委員会において募集要項、任用候補者選考に係る実施要項を定める。
- ③募集要項に基づき募集を行い、書類選考、面接審査を行った上で教育職員養成に関する運営委員会において候補者を決定する。書類選考においては、教職課程認定の際の教員審査に必要な履歴書、教育研究業績書に準じる様式と原本の提出を求め、教育研究能力や実務経験に係る審査を行う。
- ④教育職員養成に関する運営委員会から着任後に所属する学部候補者の推薦を行い、当該学部において任用規程に基づき業績審査、教授会での審議を行う。

⑤全学の任用審議会における審議を経て、任用が決定する。

<点検・評価結果>

教育職員養成に関する運営委員会として教員の任用権は有していない。教職課程の観点からの審査が必要となる教職課程特任教員については、着任後に所属することとなる学部と連携しつつ、教育職員養成に関する運営委員会において募集要項を策定し、教職科目を担当可能な業績を有していることを審査の過程で確認を行うなど、適切に実施している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD（ファカルティ・ディベロップメント）が実施されているか。

評価の視点1：教職課程に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

<現状説明>

○教職課程に関するファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教職課程に関するFD活動としては、現在、以下のような取組みを恒常的に実施している。

- ・文学部教育学専攻の授業担当者会議

文学部の各専攻において、毎年度3月末に実施する授業担当者会議である。教育学専攻は教職課程の中核を担っていることから、他学部所属の教員を含め、教職基幹科目や各教科の指導法を担当する教員を対象に教職課程の現状や翌年度の授業方針等を共有する機会を設けている。

- ・教育実習指導教授会議

共通の認識をもって教育実習指導を行うことを目的に、毎年4月に当該年度の教育実習指導教授を対象に実施している。また、会議とあわせて「教育実習指導の手引き」を配布しており、同資料においては指導にあたり特に留意すべき事項、教育実習指導の事例紹介、指導に際して利用可能な施設・設備の案内等を掲載している。

- ・教職課程に関する各種協議会等への参加

教職課程に関しては、全国レベルから都道府県レベルまで多数の協議会が存在する。これらの協議会には、文学部教育学専攻の教員や教職課程特任教員、教職事務室所属の職員が参加し、事後に内容を共有することで教職課程の質的向上に努めている。

- ・授業の充実・改善に取組み

授業運営・実施方法の充実・改善のため、いくつかの授業科目においては授業担当者の連携により取組みを実施している。2022年度の主たる取組みは以下のとおり。

「教職実践演習」授業担当者による打ち合わせ・協議：「教職実践演習」については教職課程の総まとめとなる科目であり、担当する教員が科目の目的や到達目標について共通した認識のもとで授業運営にあたる必要がある。また、使用する教材についても共通化を行っているため、毎年度、開講前の時点で授業担当者相互の打ち合わせを実施している。2022年度は2回実施した。

「教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）」情報交換会：2022年度より、情報通信技術の活用を含めた授業科目となったことから、授業担当者間での知見や実践について共有する場を2回設けた。

LMS研修会：学校現場で多く導入されているLMS（ロイロノート）について、教科教育法や「教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）」を担当する教員が集まり、操作性の確認や授業においてどのように取り扱うかの検討を行う機会を全4回設けた。授業担当教員だけでなく、教員採用試験に合格した4年生や非常勤講師として学校現場で勤務している大学院生も複数参加し、有益な機会となった。

各学部教授会における教職課程FD：教職課程を開設している6学部全ての教授会において、「教職課程について～課程認定制度を中心に～」と題した報告を教職カリキュラム委員が実施した。2022年度に実施した自己点検・評価において、教職課程を開設している学部学科において、課程の運営を行っていくための前提となる知識・情報を広く共有するための機会がないことを課題として認識したことから、教育職員養成に関する運営委員会が各学部に対して要請を行い、実施したものである。教職課程を設置している学部が教育研究組織や教育課程の改革を志向する際には教職課程認定基準への留意が不可欠であり、その観点では学部等の教育組織の将来計画策定・立案に必要な知識を修得するためのSD活動としての面も有する活動である。

<点検・評価結果>

教職課程が実施する教育活動の質的向上および組織的な実施を目的とするFD活動を様々な機会を通じて実施している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

◇教職支援

点検・評価項目①教職課程履修希望者に対する情報提供・指導の適切性

評価の視点1：教職課程の履修を希望する学生に対して適切に情報提供を行い、学生の受け入れを行っているか。

評価の視点2：科目等履修生の受け入れは適切に行っているか。

<現状説明>

○教職課程の履修を希望する学生に対して適切に情報提供を行い、学生の受け入れを行っているか。

教職課程の履修については課程認定を有する学部・学科の学生であれば成績等の要件は設けずに履修を認めている。1年次の履修は、文系学部においては秋学期から、理工学部は春学期から可能である。ただし、各学部が設置している教科に関する専門的事項の科目および教育職員免許法第66条の6に定める科目については教職課程の新規履修手続きを行わなくとも履修可能である。

新規履修希望者に対しては教職課程新規履修ガイダンスを毎年6月と3月の2回開催し、教員免許状の取得要件、本学教職課程の履修方法および学習スケジュール、教職支援等について説明を行い、その後、所定の履修料を期限内に納入した者について履修を認めている。教職課程を履修する学生は、学部卒業（大学院の場合は課程修了）のための単位に加えて教員免許状取得のための科目の単位を修得する必要がある。そのため、学部学生の場合、通常の学生の履修単位数と比較すると15～20単位程度履修単位数が多くなること、授業前後の学修や介護等体験への参加など、正課外に行うべき学修が多いこと、民間企業と教職とを並行して行う場合には教育実習実施時期を見据えた対応を行う必要があること等について情報提供を行い、各自が充分検討した上で履修を開始するよう指導している。

文系学部については、入学直後の1年次春学期からの教職課程履修を認めておらず、入学から2カ月が経過してから教職課程新規履修ガイダンスが実施されるスケジュールとなっていることから、例年、新入生からの履修に関する問い合わせや新規履修ガイダンス開催情報の見落としによる相談が多数寄せられていた。そのため、2020年度より、入学式直後の時期に教職課程の概要を紹介するオンラインガイダンスを実施し、教職課程に具体的なイメージをもたうえで新規履修を行うことができるよう配慮している。

大学院学生については、研究指導教授による研究指導の際、研究計画と教職課程の履修について相談・調整を行うよう指導を行っているほか、新規履修者については大学院事務室が新規履修ガイダンスを実施している。

○科目等履修生の受け入れは適切に行っているか。

本学卒業後に教員免許取得を希望する卒業生を対象に、教職課程科目等履修生制度を設けている。科目等履修生については、毎年2月に募集・3月に選考試験を実施し、合格した者について履修を認めている。

選考試験は書類選考と論文試験、筆記試験（教職および教育に関する基本的な課題に関する論文試験）、面接試験によって行うこととし、出願者の要件により一部を免除している。詳細は以下のとおりである。

出願者の要件		試験方法		
		書類	筆記	面接
卒業生	免許状取得を目指して新規に出願する場合	○	○	○
	免許状取得に足りない科目の履修を希望する場合	○	○	○
	免許状取得済みで、他の教科の免許取得を目指す場合	○	-	○
出願時の年度末における卒業見込者	免許状取得を目指して新規に出願する場合	○	○	○
	免許状取得に足りない科目の履修を希望する場合	○	-	○
	免許状取得済みで、他の教科の免許取得を目指す場合	○	-	○
前年度からの科目等履修生継続者※		○	-	-

※前年度からの継続者で、新たに他教科の免許取得を目指す場合には面接試験あり

選考試験は教職科目等履修生選考委員会が所管し、選考基準等を共有した上で委員が分担して選考にあたっている。筆記試験の採点、面接試験については複数名の委員で担当し、採点結果を委員長が点検・取りまとめた後に委員会の合議によって合否を決定することで、選考の透明性を確保している。

合格後は科目等履修生ガイダンスを実施し、本学教職課程の履修に必要な事項と諸手続きについて説明を行うとともに、個々の学生の過去の単位修得状況を踏まえた履修相談を行っている。

過去5年間の出願者数、合格者数の推移は以下のとおりである。

2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者
17	17	16	16	19	19	21	20	22	21

<点検・評価結果>

新規履修希望者に対しては新規履修ガイダンスを実施し、教職課程の履修の進め方等について十分な情報提供・指導を実施している。

科目等履修生の受け入れについては教職科目等履修生選考委員会の責任の下で選考試験を実施し、適切に行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②学生に対する教職指導の実施状況

評価の視点1：教職指導のための体制の適切な整備

評価の視点2：教職課程履修者に対する履修指導の適切性

評価の視点3：障がいのある学生に対する支援措置の適切性

評価の視点4：ハラスメント防止のための措置の状況

評価の視点5：学生のキャリア形成及び進路に関する適切な支援の実施状況

<現状説明>

○教職指導のための体制の適切な整備

○教職課程履修者に対する履修指導の適切性

教職課程履修者に対する履修指導や教員採用試験を含めた指導・支援については、従前は教育職員養成に関する運営委員会の審議事項として規程上位置づけておらず、主に事務局ベースで対応を行ってきた。そこで、2021年度に検討を行い、2022年4月1日付で中央大学教育職員養成に関する運営委員会規程を改正し、教職指導を委員会事項として位置づけ、組織的な推進体制について規程上の整備を行ったところである。実質的な取組みについては、同運営委員会の下に設置する教職カリキュラム委員会が所管することとしている。

日常的な指導・支援については、文系学部については教職事務室、理工学部については理工学部事務室教職担当が行っている。これらの事務室においては、窓口において、教職課程履修者、これから履修することを検討している学生の質問・相談に応じているほか、将来の進路として教職を志望している学生の相談やアドバイスを随時行っている。また、多摩キャンパスにおいては、教職課程特任教員による「教職オフィスアワー」を設定し、毎週決まった曜日・時間帯に教職課程特任教員が教職課程や進路に関する質問・相談に対応する時間を設けている。

○障がいのある学生に対する支援措置の適切性

障害や発達上の特性を有する学生については、教職課程の履修を進めていく中で把握に努め、学内のダイバーシティセンター、キャンパスソーシャルワーカーとも連携しながら状況を把握し、学生の要望について聞き取りを行いながら教職課程の履修や介護等体験、教育実習等の学外の活動を円滑に進めることができるよう努めている。

特に教育実習については、2～3週間の期間を実習校において教師として教育活動にあたることから、学生にとっても実習校にとっても負担が大きい。そのため、教育実習オリエンテーションを通じ、配慮を必要とする学生については実習先を検討する段階から事務室に相談するように呼び掛けるとともに、事務手続きや教職科目の授業を通じて気になる学生が顕在化した際には所属学部の事務室等とも連携して情報収集を行い、支援につなげることができるよう配慮している。

○ハラスメント防止のための措置の状況

教育実習オリエンテーションにおいて、ダイバーシティセンター、ハラスメント防止啓発支援室による講話をそれぞれ実施し、ハラスメント防止に向けた啓発を行っている。

ダイバーシティセンターの講話は、障害・ジェンダーセクシュアリティ・グローバルの三領域それぞれについてケーススタディーも取り入れながら、多様性への理解と相手の背景を思いやる行動の大切さを実感させる内容としている。本取組みは2021年度から開始したものであるが、近年は多様な背景を有する生徒への対応が学校現場においても重要性を増している。学生のリアクションからも、教育実習参加前の段階で専門的知見を有するスタッフから具体的なケースを題材に実践的に学ぶことができる機会として、有効に機能していると評価している。加えて、2022年11月には教員採用試験合格者を対象とするワークショップを実施し、教育実習オリエンテーションで扱った内容をさらに発展させたワークを行い、参加者にも好評であった。

ハラスメント防止啓発支援室による講話では、ハラスメントの基本構造について学び、ハラスメントを「しない」「させない」両方の視点に立った内容としている。加えて、教育実習指導教授にも、教育実習指導教授会議を通じて学生への指導の徹底と万一事案が発生した場合の迅速な報告について依頼を行っている。

学生や実習校からハラスメント事案についての報告や相談がなされた場合には、教育実習委員長の指示の下、教職事務室（理工学部は理工学部教職担当）が詳細な状況把握を行い、ハラスメント防止啓発支援室の助言も受けながら対応を行っている。近年は教育実習校においてパワーハラスメント等を受けたという相談が増加傾向にあるが、学生がその後の実習指導への影響を懸念して実習終了後に申し出を行うケースが少なくないほか、実習校と学生との間で認識の隔たりが大きい場合もあり、その都度難しい対応を強いられているのが現状である。

このほか、学生が学校現場で活動を行う学校応援プロジェクトについては登録メンバー全員を対象とする全体ミーティングや出張授業実施前のミーティングの機会を通じて、「学校インターンシップ」の履修希望者に対してはガイダンスを通じてハラスメントの防止について指導を行っている。

○学生のキャリア形成及び進路に関する適切な支援の実施状況

教職をめざす学生のキャリア形成および教員採用試験支援を含む教職指導については、正課の授業等を通じて実施するものと、正課外で実施するものの大きく2つの取組みを行っている。

正課の授業に関し、教職基幹科目の「教職の基礎」は、教職の意義、教員の役割・資質能力・職務内容等について学ぶ導入的な科目であり、本学では1年次配当としている。また、「教育実習Ⅰ」の事前指導として実施する教育実習オリエンテーションにおいては、複数の回で現職教員を招聘し、学校現場や教員としての資質形成についての講話を行っており、学生のキャリア形成にも寄与している。

正課外の取組みについては、教職事務室および理工学部事務室が各種のガイダンスや教員採用試験受験支援を実施しているほか、学校からのボランティア募集に関する情報発信および大学を通じての申し込み、教育委員会主催の教師塾に係る募集案内等を行っている。主な取組みは以下のとおりである。

- ・教員採用試験対策講座（教職教養対策、論文対策。実施については外部業者に委託）
- ・二次試験対策講座
- ・教員採用試験論作文対策
- ・志望理由書、面接カード等に係る相談・添削
- ・学生の自主勉強会サークルに対する支援
- ・学校等からの教員募集情報、ボランティア募集情報の発信
- ・各地の教育委員会主催のセミナー、教師塾に係る情報発信
- ・教員採用試験合格者による報告会、試験情報の収集・発信

これらの取組みの結果、2023年3月卒業生（科目等履修生を含む）においてはのべ70名が公立学校・私立学校の教員採用試験に合格（正規合格および私立学校無任期専任、常勤講師のみ）した。合格者数は前年度から24名の大幅増加となり、公立学校の教員採用試験合格者数も文系学部で約50%となるなど、高い成果をあげた。また、30名が産休・育休代替教員、時間講師、非常勤講師等の期限付き任用教員として着任している。教員採用試験受験者への支援については、以前は一次試験対策を教職事務室、二次試験対策をキャリアセンターが所管していたところ、2020年度から予算・業務ともに教職事務室に一本化し、理工学部事務室と連携しなが

ら実施することとした。このことにより、教職課程特任教員、大学が把握している本学出身の現職教員を活用した支援が可能となったが、教職支援室のような形で教採支援に特化した人材を配置する大学と比較すると、不十分な点も有しているのが現状である。

このほか、教職を目指す学生のキャリア形成に資する取組みとして、学校応援プロジェクトを2019年度より実施している。このプロジェクトは、キャンパス周辺の地域に所在する学校や本学附属の中学校・高等学校、その他の学校からの依頼に基づき、学生が本学教員の指導・支援を受けながら出張授業等のプログラムを企画・実施する取組みである。詳細については社会貢献の項にて記述する。

<点検・評価結果>

学生に対しての教職指導については、事務局を中心に学内の部局や本学卒業教員、学校現場における実務経験を有する特任教員等と連携を図りながらきめ細かく実施している。教員採用試験受験者への支援については教員・本学出身の現職教員・事務局の連携のもとで行い、一定の成果をあげているものの、さらなる充実・工夫を行う余地がある。

<長所・特色>

本学ダイバーシティセンターの協力の下、教育実習オリエンテーションにおいて多様性の理解についてケーススタディーも取り入れた指導を行っている。多様化が進む学校現場において様々な背景を有する生徒への理解は不可欠の事項であり、教職課程の様々な授業科目においても学習している事項であるが、教育実習に臨む前段階でこれまでの学習内容を統合し理解を深める機会となっている。

<問題点>

教員採用試験受験者を対象とする支援については現在も一定程度行っているものの、これに特化した「教職支援室」等を置いている大学と比較すると人員・費用の面で劣っており、工夫が必要である。

<今後の対応方策>

長所：学生からのリアクションや、学校現場における状況も参考としながら、ダイバーシティセンターとの連携により内容の充実を図っていく。

問題点：現時点において教職支援に特化した組織の新設は困難な状況にある。教員採用試験合格者や教育委員会からの情報収集を強化するとともに、教員採用試験受験者・合格者の在学時の状況分析を実施し、限られた資源を有効に活用しながら支援を実施していく。また、教員採用試験については早期からの計画的な準備と結果が判明する4年次秋までの長期間にわたるモチベーション維持が不可欠となるため、3年次以下を対象とするガイダンスの企画・実施、合格をめざして切磋琢磨する学生集団の形成支援等を実施する。

点検・評価項目③教職指導の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その

結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教員採用試験合格者数、教員免許取得者数等の指標については教育職員養成に関する運営委員会において毎年度報告し、共有を行っている。

本基準の点検・評価項目②にて先述のとおり、2022年4月より教育職員養成に関する運営委員会の審議事項のひとつとして教職指導を明記したことを受け、2022年11月開催の教職カリキュラム委員会において2022年度実施の教員採用試験合格者について、学業成績や学校ボランティア等の活動状況、大学として実施した教員採用試験対策への参加状況等の観点から分析を行った。今後、さらに情報の蓄積を行い、教職課程が行う支援の充実・向上を図っていく。

<点検・評価結果>

教職指導の適切性の検証については、教育職員養成に関する運営委員会の下、教職カリキュラム委員会にて行っている。2022年度より開始したところであるが、今後も有効な取組みとなるよう検証と検証結果に基づく充実・向上に取り組む。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

◇社会連携・社会貢献

点検・評価項目①教育委員会や学校等との連携・交流等の状況

評価の視点1：大学の周辺地域の教育委員会、学校等との連携状況

評価の視点2：教育委員会や地域の学校との連携協力により、教職課程における教育の充実や地域社会への貢献を推進しているか。

<現状説明>

○大学の周辺地域の教育委員会、学校等との連携状況

大学の周辺地域の教育委員会との連携については、八王子市（多摩キャンパス）、文京区（後樂園キャンパス）と本学との間の包括連携協定に基づき、「教職実践演習」の実施にあたっての八王子市教育委員会からの講師派遣、学生の授業見学受け入れ（文京区）、八王子市教育委員会が実施する教員研修への本学教員の講師派遣（八王子市）、八王子市学校インターンシップへの学生派遣を実施している。連携取組み実施にあたっては、毎年度、教育委員会と懇談の機会を設け、協力の依頼とあわせて教員養成・採用に係る情報交換等を行い、課程運営の参考としている。

また、東京都教職員研修センターとの協定に基づき、東京都公立学校の教員を対象とする研修に講師派遣を行っている。これまでの派遣実績は 2019 年度：英語中核教員養成講座（全4回、会場提供および講師として2名の教員を派遣）、2022 年度：専門性向上研修（教員1名を講師として派遣）となっており、このうち専門性向上研修については2023年度も引き続き派遣を予定している。

他大学との連携としては東京学芸大学教職大学院と教員養成高度化のための連携協定を2018年度に締結している。この協定は、教員養成の高度化を進めるため、早期から高度専門職業人として準備教育を実施し、連携協定校の学部学生の資質向上と教職大学院への効果的な接続を図ることを目的とするものである。協定に基づき、本学から推薦した学生は東京学芸大学教職大学院の入学前プログラムに本学在学中から参加し、特別選考を経て進学することが可能となっている。毎年度、秋学期に進学希望者を対象とする説明会を実施した後に推薦者決定のための学内選考を実施し、学生の推薦を行っている。直近3年間の推薦者数は、2021・2022年度：各2名、2023年度は1名である。本学からの推薦を受けて入学前プログラムに参加した学生は全員が東京学芸大学に進学し、修了者のほとんどが教員として各地の学校に着任しており、高い資質・能力を有する教員の輩出という観点から一定の成果をあげつつあると評価している。

このほか、本学附属の中学校・高等学校（中央大学高等学校、中央大学杉並高等学校、中央大学附属中学校・高等学校、中央大学附属横浜中学校・高等学校）との連携については、従前より教育実習生の派遣・受け入れを実施している。加えて、「学校応援プロジェクト」（次項にて詳述）において実施した出張授業が契機となり、進路・キャリア学習の実施、授業への大学生派遣、中学・高校における授業の見学受け入れの実施など、連携が強化されつつあり、本学の総合学園構想の推進の一端を担っている。直近3年間の連携状況は以下のとおりである。

2020 年度

中央大学附属中学校「Project in Science」にて出張授業（学校応援プロジェクト・全5回）

中央大学附属高等学校進路学習（学校応援プロジェクト）

中央大学附属高等学校「Project in English」卒業発表会（学生派遣）

中央大学附属中学校進路学習（学校応援プロジェクト）

2021 年度

中央大学附属高等学校キャンパス見学・進路学習（学校応援プロジェクト）

中央大学附属高等学校「教養総合」（学生派遣）

中央大学附属中学校「教養総合基礎」（学生派遣・全3回）

中央大学附属高等学校「Project in English」卒業発表会（学生派遣）

2022 年度

中央大学附属中学校「教養総合基礎」サポーター派遣（授業支援・7名）

中央大学附属横浜中学校進路・キャリア学習（学校応援プロジェクト） *

中央大学附属中学校進路・キャリア学習（学校応援プロジェクト） *

中央大学附属高等学校進路・キャリア学習（学校応援プロジェクト）

中央大学附属高等学校「Project in English」卒業発表会（学生派遣）

*中央大学と附属学校の教育連携講座のうち、中学3年生対象の「なぜ大学で学ぶの？」を学校応援プロジェクトが企画・実施

○教育委員会や地域の学校との連携協力により、教職課程における教育の充実や地域社会への貢献を推進しているか。

小中学校および高等学校等と連携した活動については、社会貢献の側面に加えて、教職を志す学生が学校現場の実態に触れ、教師に求められる資質・能力を身に付ける貴重な機会となるため、教職課程としても積極的に推進・推奨している。

主な取組みは以下の2つである。

1. 学校応援プロジェクト

地域の学校や本学付属の学校等からの依頼を受け、教職課程履修者を中心とする学生が企画・立案を行って出張授業を実施する活動である。2019年度に学内競争的資金である中央大学教育力向上推進事業の採択を受けたことで取組みを開始し、大きな成果を収めたことから、事業期間（3カ年）終了後も恒常的な活動として継続している。

実施体制としては、教職カリキュラム委員会の権限の下、文学部教育学専攻所属の専任教員と教職課程特任教員、事務局である教職事務室の連携により、プロジェクトの運営や学生の指導を行っている。さらに、出張授業プログラムの内容については関連する分野を研究対象としている本学教員に監修・助言を受けることで、学校における実践に耐えうる質を担保している。

これまでの実践例としては、小中学校におけるプログラミング授業、中学校における英語活動、中学校・高等学校におけるキャリア・進路学習などがあげられる。2022年度の実績は以下に示すとおりである。

実施日	プロジェクト名称	概要	参加 学生数
6月18日	中央大学附属横浜中学校 進路・キャリア学習プロジェクト *中央大学と附属学校との教育連携プラン	中学3年生を対象。「なぜ大学で学ぶの？」をテーマに、「大学での学び」に関するガイダンス、キャンパスツアームービーの上映、班に分かれての大学生生活や進路に関する懇談等を実施。	32
6月24日	八王子市立由木東小学校 プログラミング教育プロジェクト	小学校1年生4クラスを対象に、1人1台端末の基本操作、Googleアプリを用いた体験活動の授業を実施。	12
7月14日	多摩市立東愛宕中学校 GGWプロジェクト	英語部の学生を対象に英語によるアクティビティを実施。	7
7月28・29日	多摩市立鶴牧中学校 Tsurumaki English Day Campプロジェクト	中学1～3年生の希望者を対象に2日間にわたり英語によるアクティビティを実施。	17
9月6日	立川市立第三中学校 職場体験プロジェクト	本学で職場体験学習を行う生徒3名を対象に大学・大学生を体験する企画を実施。	5
9月10日	中央大学附属中学校 キャンパス見学・進路学習プロジェクト *中央大学と附属学校との教育連携プラン	中学3年生が多摩キャンパスを訪問し、大学に関するガイダンス、キャンパスツアー、大学生による模擬授業、班単位の懇談を実施。	38
9月17日	豊南高校出張授業プロジェクト	高校2年生を対象に、プロジェクトの学生がそれぞれの専門性に関する授業を実施(11講座)。	24
9月28日	八王子市立第七中学校 職場体験プロジェクト	本学で職場体験学習を行う生徒3名を対象に大学・大学生を体験する企画を実施。	6
10月28日	多摩市立落合中学校 職場体験プロジェクト	本学で職場体験学習を行う生徒2名を対象に大学・大学生を体験する企画を実施。	8
10月29日	中央大学附属高校 進路学習プロジェクト	高校1年生の進路学習として、大学についてのガイダンス、クラス単位で進学や学びについての紹介を実施。	27
11月9日	豊南高校 進路学習プロジェクト	高校2年生進学コースの生徒を対象に進路・大学進学について大学生と対話しながら考える企画を実施。	30
12月13日	横浜商業高校 キャンパス見学プロジェクト	YBCコース1年生を多摩キャンパスに迎え、大学での学びについてのガイダンス、班単位の懇談を実施。	7
12月17日	八王子学園八王子中学校 進路学習プロジェクト	中学3年生が多摩キャンパスを訪問し、大学に関するガイダンス、キャンパスツアー、班単位の懇談を実施。	23
2月22日・ 24日	八王子市立由木小学校 英語活動プロジェクト *八王子市放課後支援事業	小学1～3年生の児童を対象に、英語を使って楽しむアクティビティを実施。	21
2月27日	中央大学附属中学校 SNSリテラシー出張授業プロジェクト	プロジェクトの学生発案によるワークを用いてSNSリテラシーを学ぶ授業を実施(中学2年生1クラス)	7
合 計			213

プロジェクトに参加する学生は教職課程の授業や各種ガイダンス、manaba等を通じて募集を行っている。教職課程を履修していない学生も参加可能であり、教職課程を開設していない国際経営学部、国際情報学部を含めた全学部から、毎年150名を超える学生が参加登録を行い、活動している。

プロジェクト実施後は、児童・生徒へのアンケートや実施校の教員からのフィードバックをもとに満足度等の把握を行うほか、参加した学生全体での振り返りを後日行い、次回以降に向けた反省点等の共有を行っている。また、年間の実施報告については報告書を作成し、教育職員養成に関する運営委員会にて報告を行っている。

実施校における満足度は毎年90%以上と極めて高く、一度実践した学校からのリピート依頼も多い。他方で、参加した学生においても、活動を通じて教職への熱意が高まる、コミュニケーション力やチームワーク力の向上、教員採用試験合格率向上など、大きな成果を得ている。

2. 学習支援員・学校ボランティアの推奨

将来、教職を志望する学生にとって、学校現場において児童・生徒や教員とともに活動する経験は教職志望の再確認、教師として必要な資質・能力の向上を図るにあたり極めて貴重である。

本学においては、教職課程履修者を対象とする各種ガイダンスや教育実習オリエンテーションにおいて、学習支援員や学校ボランティアへの参加を推奨し、教職事務室および理工学部事務室で募集情報の公開等を行っている。2020年度は36名、2021年度は55名、2022年度は73名（いずれものべ数）が活動を行っている。

<点検・評価結果>

大学周辺地域の教育委員会との連携については、教職課程の授業への講師派遣や教育委員会主催の研修会への教員派遣等、適切に実施している。また、学校応援プロジェクトについては、地域の学校や本学付属の学校の教育活動に貢献するとともに、学生の資質向上にも極めて有用な活動となっている。

<長所・特色>

学校応援プロジェクトを組織的に展開し、外国語（英語）体験、プログラミング、キャリア学習等の出張授業プログラムを毎年15回以上実施し、学校現場における教育の多様化に貢献している。同プロジェクトは本学教員の指導・支援のもと、教職課程履修者を中心とする学生が企画・実施を主体的に実施しており、学生の資質・能力の向上にも大きく寄与する本学教職課程の特色ある取組みとなっている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学校応援プロジェクトについては本学教職課程の特色ある取組みとして、今後も積極的に実施していく。本学公式Webサイトや教育委員会等を通じた取組み実績の発信、大学内における情報発信を積極的に実施するとともに、運営・指導に当たる教員相互の情報共有を密に行い、組織的・持続的な運営を行っていく。

◇管理運営

点検・評価項目①全学的に教職課程を実施・運営する組織体制

評価の視点1：全学的に教職課程を実施・運営する組織の権限および体制、運営状況
--

<現状説明>

○全学的に教職課程を実施・運営する組織の権限および体制、運営状況

本学では教職課程の運営を全学的な観点から実施し、内部質保証を担う組織として教育職員養成に関する運営委員会を設置するとともに、同委員会の下に置く教職カリキュラム委員会が中核組織として授業編成をはじめとする教職課程の重要かつ実質的な事項についての運営を担っている。

教育職員養成に関する運営委員会の構成は、学部長、教職課程を置く大学院研究科の研究科委員長で互選した者（1名）、教職課程を置く学部の教授会で互選した者（各2名）、文学部人文社会学科教育学専攻及び心理学専攻の専任教員で互選した者（5名）、その他委員長の指名する者（若干名）である。さらに、中央大学教育職員養成に関する運営委員会規程第二条第2項に基づき、教職課程特任教員に出席を要請し、実務経験を有する者の観点から意見を徴することとしている。

委員のうち、教職課程を置く学部からの互選委員各2名については、うち1名は当該学部を基礎とする大学院研究科の教員を兼ねることとし、当該委員は運営委員会の下に設置する他の教職課程に係る委員会の委員も兼務することを原則としている。このことにより、学部の課程のみならず大学院の課程の運営についても一元的に扱うとともに、教職課程全体の運営と実務事項について教職課程を設置する教育組織が主体的に関わることができる体制としている。

文学部人文社会学科教育学専攻及び心理学専攻については、専攻の専門分野の特性上、教職課程の中核を担っていることから、常時5名が参画することとしている。また、「委員長の指名する者」については、教職課程の事務所管である教職事務室、理工学部事務室より課長クラスの職員が参画している。

教育職員養成に関する運営委員会の所管事項は以下のとおりである。

- 一 授業の編成に関すること。
- 二 教育実習の指導に関すること。
- 三 介護等体験の指導に関すること。
- 四 教育職員免許状の授与申請に関すること。
- 五 教職課程認定申請に関すること。
- 六 教育に関する研究機関及び関係機関との連絡に関すること。
- 七 科目等履修生の受講許可及び単位の認定に関すること。
- 八 教職指導に関すること。
- 九 教職課程の質保証に関すること。
- 十 その他教育職員養成に関する重要なこと。

教育職員養成に関する運営委員会の下には、教職カリキュラム委員会、教育実習委員会、教職課程科目等履修生選考委員会を置いている。

前述のとおり、教職カリキュラム委員会は教職課程の実務を担う中核組織に位置づけており、①授業の編成に関すること、②教職課程の事業計画に関すること、③教職課程認定申請に関す

ること、④教育に関する研究機関及び関係機関との連絡に関すること、⑤教職指導に関すること、⑥教職課程の質保証に関すること、⑦その他教育職員養成に関する重要なこと、⑧教育職員養成に関する運営委員会から諮問されたこと、を所管している。また、同委員会は中央大学大学評価委員会の下に設置される教職課程組織評価委員会を兼ねており、自己点検・評価を行った結果を教職課程が行う諸活動に直接的に反映することが可能な体制を整えている。

<点検・評価結果>

全学運営組織として教育職員養成に関する運営委員会を置き、同委員会の下に中核組織としての教職カリキュラム委員会をはじめとする各委員会を設置し、教職課程の運営を適切に行っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②教職課程の運営に必要な事務組織を設け、適切に機能しているか。

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性（教職課程を設置している各学部の事務室との連携状況を含む）

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性（教職課程を設置している各学部の事務室との連携状況を含む）

教育職員養成に関する運営委員会の事務所管として教職事務室を設置し、委員会の所管する事項全般についての業務を行っている。後楽園キャンパスに所在する理工学部の教職課程運営に係る実務事項については理工学部事務室内に教職担当を置き、教職事務室と連携しながら業務を行っている。2023年5月1日現在、教職事務室には専任職員4名（教職事務室長1名、副課長1名を含む）、パートタイム職員2名を配置し、理工学部事務室においては教務グループ担当課長の指示のもと、専任職員2名（副課長1名を含む）、派遣スタッフ1名が他の業務と兼務する形で教職事務を担当している。

なお、2023年度に開校した茗荷谷キャンパスについては、教職業務のみを担当する事務組織・人員は常時配置せず、授業期間中は教職事務室スタッフがMyogadani Student Hubに週1回常駐し高度な相談にあたる体制としている。教職事務室スタッフが在室しない曜日についてはMyogadani Student Hubにて提出物受け渡しや各種事務手続き等の一次的な対応を行うほか、学生からの質問・相談についてはオンラインも活用し対応している。

また、本学の教職課程は教員養成を主たる目的とする教育組織によらない開放性の課程であ

ることから、教職課程履修者は教職課程を設置している学部で学籍を有することとなる。そのため、学生の教職課程履修手続き、授業科目の履修登録、成績管理はそれぞれの所属学部の事務室で所管しているほか、授業編成についても各学部が設置する「教科に関する専門的事項」の科目は当該学部の事務室が行うこととしている。教職事務室においては、教育実習や介護等体験、教職支援など、教職課程を設置する学部で共通する事項および教職基幹科目、各教科の指導法に関する科目の授業編成を所管しているが、業務の過程において、教職課程を設置する各学部、大学院と連携しながら業務を推進している。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み、業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

近年、学校現場を取り巻く環境は変化が激しく、教員養成段階である教職課程において取り扱うべき事項も多様化している。このような状況に対応するため、教職事務室では、文部科学省の審議会の傍聴、学外の研修会への参加を通じて教職課程や学校現場に係る最新の情報を収集・分析し、教育職員養成に関する運営委員長、教職カリキュラム委員長、教職課程の中核を担う文学部人文社会学科教育学専攻とも共有を図りながら課程運営に係る計画立案、実施を担っている。教育職員養成に関する運営委員会をはじめ、教職課程に係る各種の委員会を開催するにあたっては、事前に教職事務室が課題の精査・必要な情報の収集を行った上で委員長と調整を行いながら議案を練り上げている。そのほか、教育実習の実施、学校応援プロジェクトの運営、教職を志望する学生への支援等、様々な取組みにおいて教員と職員がそれぞれの知見を活用しながら緊密に連携しており、教職協働が実質的に機能している。

事務機能の高度化の事例としては、2019年度にキャリアセンターと協議を行い、従来はキャリアセンターと教職事務室との分担で行っていた教員採用試験受験者を対象とする業務について予算を含めて教職事務室に一本化する対応を行った。このことにより、4年間を通じての体系的な支援・指導が可能となったほか、講座実施にあたって協力を要請している本学出身OB教員等への依頼窓口の統一、教職課程特任をはじめとする授業担当教員と連携した支援が実現し、きめ細かな対応が可能となり、特に2022年度は合格者数が大幅に増加し、公立学校の教員採用試験合格率についても極めて高い結果をおさめることができた。

このほか、前述した茗荷谷キャンパスの開校に伴い、キャンパスが離れていても学生の各種手続きが滞りなく行えるよう、手続きのオンライン化や業務フローの見直し・改善を実施し、改善を図っている。

<点検・評価結果>

教職課程の運営を担う事務組織として教職事務室を設置し、教職課程の運営に携わる教員、学部事務室をはじめとする学内の各部局と緊密に連携しながら教職課程の運営を行っている。2023年度の茗荷谷キャンパス開校に伴う事務体制については週1回のスタッフ在室・オンラインの活用等で対応を行っているが、適切性についての検証が必要である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

茗荷谷キャンパスにおける教職事務については常設の事務室を置かず、オンラインや教職事

務室の職員が定期的に出張し対応を行っているが、その適切性について検証を行う必要がある。

<今後の対応方策>

教職事務室が主体となり、Myogadani Student Hub を所管する法学部事務室と連携し、学生の意見も踏まえながら事務体制および対応内容について検証を行う。まずは 2023 年度春学期授業終了時点で一次的な検証を行い、課題については可能なものから改善対応を行うこととする。

点検・評価項目③教職課程運営を適切かつ効果的に行うために事務職員の意欲及び向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：教職課程の運営に必要な SD（スタッフディベロップメント）の実施状況

<現状説明>

○教職課程の運営に必要な SD（スタッフディベロップメント）の実施状況

教職課程の運営にあたっては、教育職員免許法をはじめとする法令や教職課程認定基準についての正しい理解や、学校現場および教育行政に係る最新の動向についての情報収集・分析が不可欠である。

そのため、本学教職課程においては、一般社団法人全国私立大学教職課程協会をはじめとする教職課程に関する大学間の連携組織に教員・職員が積極的に参加し、それぞれの団体が主催する研究会、研修会を通じて知見の向上に努めている。

教職事務室においては、法令改正や教職課程に係る動向について最新の情報を得るため、文部科学省の教職課程に係る会議についても傍聴や議事概要の確認を随時行い、時宜に沿った適切な対応が可能となるよう努めている。

<点検・評価結果>

教職課程の運営や業務に必要な知識・知見を得るため、事務職員が様々な研修会や文部科学省の審議会に積極的に参加し、部局内で共有することで業務の向上を図っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

特になし。